

第2章 産業の振興

1 現状と問題点

(1) 農業

産業構造の変化の中で農業構造も変化している。高崎地域の基幹産業である農業を支えてきた農家の人口は年々減少してきており、昭和45年の10,766人から40年後の平成17年には5,133人と半数以下になっている。そして、農家戸数は昭和45年の2,541戸から40年後の平成17年には1,609戸と932戸の大幅な減少となっている。これらの主な原因は、農家人口の高齢化や後継者不足等が考えられる。

表3-1 農家人口及び農家戸数の推移（高崎地域）（単位：人、戸）

| 区分 | 昭和45年 | 昭和55年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農家人口 | 10,766 | 9,098 | 7,904 | 7,095 | 6,158 | 5,133 |
| 農家戸数 | 2,541 | 2,350 | 2,075 | 1,966 | 1,773 | 1,609 |

資料：農林業センサス

農業産出額の推移については、昭和50年の47億2千万円が平成17年には約2.5倍にあたる115億4千万円となっている。高崎地域農業の基幹である牛・鶏・豚等の畜産の産出額は99億7千万円となっており、農業産出額に占める割合も「畜産の盛んな地域たかざき」を象徴するかのようになり86.4%と高くなっている。

高崎地域の米は、昭和50年には農業産出額全体の31.6%を占めていたが、平成17年には5.6%と26%減少し、米等の普通作中心であった高崎地域の農業は畜産、園芸等を主軸とした農業経営形態に変わってきている。特に近年はハウスの面積も16.9haと増加しており、きゅうりなどが主体で生産されているが、アスパラガス等の新品目野菜の導入にも取り組んでいる。

農業経営の規模としては、規模拡大が進んだことにより2.5ha以上の農家が増加したが、一方で、中規模農家の減少が顕著である。

表 3-2 農業産出額の推移（高崎地域）

（単位：1,000万円）

| 区 分 | 昭和 50 年 | | 昭和 55 年 | | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | |
|---------|---------|------|---------|------|---------|------|--------|------|--------|------|---------|------|---------|------|
| | 産出額 | 比 | 産出額 | 比 | 産出額 | 比 | 産出額 | 比 | 産出額 | 比 | 産出額 | 比 | 産出額 | 比 |
| 米 | 149 | 31.6 | 117 | 13.7 | 128 | 12.2 | 98 | 7.7 | 139 | 11.6 | 98 | 8.1 | 65 | 5.6 |
| 麦 類 | 3 | 0.6 | 4 | 0.5 | 3 | 0.3 | 1 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑穀・豆類 | 1 | 0.2 | 2 | 0.2 | 3 | 0.3 | 3 | 0.2 | 2 | 0.2 | 1 | 0.1 | 0 | 0 |
| い も 類 | 5 | 1.1 | 27 | 3.2 | 24 | 2.3 | 23 | 1.8 | 9 | 0.8 | 7 | 0.6 | 10 | 0.9 |
| 野 菜 | 17 | 3.6 | 63 | 7.4 | 64 | 6.1 | 80 | 6.2 | 93 | 7.8 | 66 | 5.5 | 55 | 4.8 |
| 果実・花き | 2 | 0.4 | 3 | 0.4 | 2 | 0.2 | 4 | 0.3 | 7 | 0.6 | 5 | 0.4 | 3 | 0.3 |
| 工芸作物その他 | 27 | 5.7 | 33 | 3.9 | 29 | 2.8 | 25 | 2 | 25 | 2.1 | 28 | 2.3 | 23 | 2 |
| 作 物 計 | 204 | 43.2 | 249 | 29.3 | 253 | 24.2 | 234 | 18.3 | 275 | 22.9 | 205 | 16.9 | 156 | 13.5 |
| 養 蚕 | 6 | 1.3 | 2 | 0.2 | 2 | 0.2 | 1 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 肉 用 牛 | 127 | 26.9 | 208 | 24.4 | 196 | 18.8 | 290 | 22.6 | 286 | 23.8 | 281 | 23.2 | 295 | 25.6 |
| 乳 用 牛 | 34 | 7.2 | 61 | 7.2 | 64 | 6.1 | 73 | 5.7 | 82 | 6.8 | 78 | 6.4 | 60 | 5.2 |
| 豚 | 56 | 11.9 | 149 | 17.5 | 191 | 18.3 | 186 | 14.5 | 202 | 16.8 | 215 | 17.8 | 268 | 23.2 |
| 鶏 | 44 | 9.3 | 178 | 20.9 | 336 | 32.2 | 494 | 38.6 | 352 | 29.3 | 431 | 35.6 | 374 | 32.4 |
| その他畜産物 | 0 | 0 | 2 | 0.2 | 2 | 0.2 | 3 | 0.2 | 2 | 0.2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 畜 産 計 | 261 | 55.3 | 598 | 70.3 | 789 | 75.5 | 1,046 | 81.7 | 924 | 77 | 1,005 | 83 | 997 | 86.4 |
| 加工農産物 | 1 | 0.2 | 2 | 0.2 | 1 | 0.1 | 0 | 0 | 1 | 0.1 | 1 | 0.1 | 1 | 0.1 |
| 産 出 額 | 472 | 100 | 851 | 100 | 1,045 | 100 | 1,281 | 100 | 1,200 | 100 | 1,211 | 100 | 1,154 | 100 |

表 3-3 経営規模別農家数の推移

（単位：戸）

| 年度 | 総数 | 0.3ha 未満 | 0.3ha ～ 0.5ha | 0.5ha ～ 1.0ha | 1.0ha ～ 1.5ha | 1.5ha ～ 2.0ha | 2.0ha ～ 2.5ha | 2.5ha ～ 3.0ha | 3.0ha ～ 5.0ha | 5.0ha 以上 | 例外 規定 |
|----------|-------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|----------|
| 昭和 50 年度 | 2,430 | 412 | 287 | 723 | 522 | 263 | 119 | 46 | 39 | 6 | 13 |
| 昭和 55 年度 | 2,350 | 461 | 261 | 636 | 453 | 269 | 129 | 64 | 46 | 10 | 21 |
| 昭和 60 年度 | 2,295 | 499 | 246 | 577 | 447 | 231 | 135 | 69 | 53 | 10 | 28 |
| 平成 2 年度 | 2,075 | 393 | 224 | 496 | 384 | 242 | 123 | 79 | 59 | 17 | 58 |
| 平成 7 年度 | 1,966 | 438 | 241 | 435 | 333 | 195 | 115 | 70 | 83 | 19 | 37 |
| 平成 12 年度 | 1,773 | 428 | 223 | 379 | 269 | 170 | 103 | 62 | 88 | 25 | 26 |
| 平成 17 年度 | 1,126 | 36 | 96 | 316 | 282 | 191 | 111 | 48 | 37 | 9 | 0 |

農業生産基盤の整備としては、水田については各種制度事業により、ほ場整備や用排水整備等が進められた結果、基盤整備率は 87.3%となっており、米の生産調整のために計画的な転作も実施されている。しかし、山間部の迫田などは湿田が多く転作に適さないところもあり、これらの排水対策が必要である。また、畑の整備率は 8.7%と低位であり、今後、計画的な農地基盤の整備に努める必要がある。

農作物に被害を及ぼすイノシシ、サル等の有害鳥獣被害対策については、これまで電気柵の設置助成等の防除対策や捕獲対策を実施してきた。

しかしながら、被害地域、被害額ともに拡大傾向にあるだけでなく、一部農家の生産意欲の減退が生じている。

このような状況の中で、農業の持続的な発展を図るため、認定農業者等担い手の育成、安全・安心な農産物の生産、農業生産基盤の整備を進めるとともに、さらなる有害鳥獣被害対策を実施していく必要がある。

(2) 畜産

高崎地域の畜産は、農業産出額全体の 83%を占めている。国内外の厳しい産地間競争や担い手農業者の高齢化の進行等を背景として、畜産部門においては、近年、飼養農家戸数が減少傾向にあるものの、若手の農業者による規模拡大等の取組により、家畜飼養頭数の維持に努めている。

家畜飼養頭数は、表 3-4 のとおりである。

表 3-4 家畜飼養頭数 (単位：経営体、頭、羽)

| | | 乳用牛 | | 肉用牛 | | 豚 | | 採卵鶏・種鶏 | | ブロイラー | |
|------|----------|------|-------|-------|--------|------|---------|--------|-----------|-------|------------|
| | | 経営体数 | 飼養頭数 | 経営体数 | 飼養頭数 | 経営体数 | 飼養頭数 | 経営体数 | 飼養頭数 | 経営体数 | 飼養頭数 |
| 都城市 | 平成 12 年度 | 270 | 9,827 | 3,487 | 57,684 | 227 | 115,045 | 27 | 2,691,000 | 137 | 20,470,700 |
| | 平成 17 年度 | 216 | 8,575 | 2,578 | 62,700 | 158 | 285,444 | 27 | 2,814,992 | 111 | 20,125,873 |
| 高崎地域 | 平成 12 年度 | 20 | 1,354 | 712 | 14,262 | 54 | 27,768 | 10 | 178,800 | 42 | 6,756,400 |
| | 平成 17 年度 | 19 | 806 | 559 | 14,523 | 42 | 37,419 | 10 | 170,870 | 40 | 6,191,430 |

今後は、農業後継者の確保と大規模専業農家の育成に努めるとともに、効率的な畜産経営を行い、生産向上に努める必要がある。また、中核的農業者を中心とした営農組織による大型農業機械の導入を行い、受委託作業体系の確立を図り、農業者の高齢化対策及び作業体系の効率化を推進するとともに各生産組織の育成強化に努める必要がある。

また、今後とも家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）に基づき、家畜排せつ物の適切な処理に努めるほか、各種伝染病等の進入を防止するために自衛防疫の推進に積極的に取り組む必要がある。

(3) 林業

高崎地域の森林面積は、4,631ha で高崎地域全体面積の 50%を占めており、その内国有林 1,912ha（41.3%）、民有林 2,719ha（58.7%）となっている。

昭和 20 年代後半から 40 年代にかけて、戦後荒廃した国土を復興させるため、国土の緑化運動として拡大造林（スギ、ヒノキ等の針葉樹の植栽）が進められた結果、多くの民有林が伐採期を迎えている。しかし、林業経営環境の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行等により、間伐等の適切な管理がなされずに森林が荒廃し、水源のかん養や国土保全等の公益的機能が十分に発揮されない森林が増加している。

今後も、公益的機能を持続的に発揮するため、間伐の促進など適切な森林の管理により健全な森林づくりを推進し、地域と一体となって「美しい森づくり」に取り組む必要がある。

また、シイタケなどの特用林産物については、林業研究グループ等の生産組織の育成や生産振興を図る必要がある。

(4) 企業の誘致対策

高崎地域内の雇用確保を図るため、工場誘致に努力してきた結果、製造業を中心とした企業が誘致企業として操業しており、高崎地域内の安定した雇用創造に大きく貢献している。

今後も企業誘致を積極的に進め、若者の定住化を促進する必要がある。

(5) 商業

生活様式の多様化や郊外の様々な大型店の増加などで高崎地域内の商業は厳しい状況にある。また、商店主の高齢化が進み後継者不足等も大きな問題となっている。このような状況の中、平成 13 年度には中小小売商業高度化事業構想（TMO 構想）の認定を行ったところであり、現在、高崎地域の中心市街地における新田土地区画整理事業に合わせて、高崎地域の中心商店街の活性化に向けた事業の実施について高崎町商工会を中心に検討が進められている。今後は、商業者等とより密接に連携を図りながら、商業集積の実現に向けたまちづくり

の協議をしていく必要がある。

(6) 観 光

高崎地域の観光については、人と自然との調和を活かした施設整備を図っているところである。今日の余暇時間の増加や森林浴、グリーンツーリズムなどの言葉に代表されるように自然を求める観光志向等の増大により観光客は今後増加することが予想される。しかしながら、これらの観光需要の多様化、個性化に見合う環境整備は不十分である。

このため、今後は、体験・滞在型の観光の推進やスポーツ観光の振興を図るとともに、高崎地域を訪れた人が再び訪れたいという気持ちになるための環境整備が必要であり、これに対応する体制づくりが急務となっている。

2 その対策

(1) 農 業

- ・農地の荒廃を抑え、優良な農用地を確保するためには、大型農作業機械に対応できる土地基盤整備が必要である。そのため、農業者の理解を得つつ、国県等の補助事業の導入を図るとともに畑地かんがい施設等の整備を図り、高能率営農体制の確立を推進するなど、足腰の強い農業の振興を図る。
- ・米の需要動向を考慮しながら、安全、安心のニーズに応える環境保全型農法や水田を効率的に活用した特色ある農業の展開を図る。
- ・高収益の作目・作型の施設園芸を担い手農家を中心に導入して、高品質の生産に努め、産地化の形成を目指す。
- ・農用地の有効利用のために、農地の賃借権や農作業受委託を促進するとともに、農業経営の効率化、安定化のために地域及び営農の実態に応じた生産組織の育成を図る。
- ・認定農業者等協議会などの組織の強化と農業後継者グループの活動を促進し、農業生産意欲の高揚と連帯意識の醸成に努める。
- ・地産地消の推進と食・農教育の啓発に努める。
- ・農業生産意欲の減退を防ぐため、有害鳥獣被害対策を実施する。

(2) 畜産

- ・耕種農家と畜産農家の連携を図りながら、畜産廃棄物処理対策と農地の地力増進を図るために堆肥生産施設の整備とその活用を促進する。
- ・優良系統牛の導入による肉用牛の資質の向上や繁殖率の向上を図り、市場での評価を高めていく。
- ・畜産の需要動向を的確に把握しつつ計画的な生産に努め、畜産飼料の自給率の向上を目指す。
- ・伝染病などを未然に防止するために自衛防疫を強力に推進する。

(3) 林業

- ・林業の生産性向上を図るため、作業道等の路網を年次計画的に整備し、さらに既設の林道の適正な維持管理に努める。
- ・良質材の生産のために造林、保育、伐採までを計画的に推進する。
- ・しいたけなど特用林産物の生産拡大と産地化を図り、併せて林研グループなどの生産組織の育成強化を図る。

(4) 企業の誘致対策

- ・今後の企業誘致に向けて工場用地の確保を図りながら、企業誘致情報の把握等を行い、優遇税制制度等の活用により、企業が進出しやすい環境を整える。
- ・地元企業への若者の定着を促進するため、U・J・Iターン希望者への情報提供を積極的に実施する。

(5) 商業

- ・今後の高齢化への対応や高崎地域の中心市街地内の商業振興を図るため、商業集積の推進や人にやさしいまちづくりのための道路、各種公共施設などのバリアフリー化が必要となっている。そのため、現在進行中である新田土地区画整理事業を利用した商業集積の実現・高崎地域の中心商店街の活性化に向けて、高崎町商工会・商業者と協議しながら、住民が利用しやすいまちづくりを地域一体となって進める。
- ・高崎町商工会の育成に努め、消費需要の把握により地元商店街での販売意識の高揚に努める。
- ・いわゆる交通弱者等に対するコミュニティビジネス事業（宅配事業）のより一層の充実を図り、消費者のニーズに沿った商業・工業の展開に努める。

(6) 観 光

- ・高崎地域の観光は、自然と親しみ身体と心のリフレッシュができるようにすることを基本とするが、そのため、高崎総合公園内の温泉、温水プール、パークゴルフ場、北斗ハウス、天文台などの施設を有効的に利用した滞在型の観光、高崎地域内の農村での体験型グリーンツーリズム等を推進する高崎地域独自の観光パターンを確立する。
- ・本市のスポーツ施設整備ビジョンにおいて、高崎総合公園総合体育館のアリーナはスポーツ合宿・キャンプ誘致を補完する準拠点施設として位置付けており、今後耐震診断を実施して耐震補強改修を行い、利用者の安全性を確保しつつその機能を十分発揮できるようにして、総合公園内の各種スポーツ施設を利用した学生、社会人等のスポーツ合宿を積極的に推進しスポーツ観光の振興に努める。

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

| 自立促進施策 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|---------------|--------------------------|--------------------------|------|----|--|
| 1 産業の振興 | (1) 基盤整備 農 業 | (基盤整備 農業) | | | |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業 宇都地区 | 県 | | |
| | | 市単独農道整備事業（農地整備関連） | 市 | | |
| | | 県営ため池等整備事業（土砂崩壊） 割付地区 | 県 | | |
| | | 県営中山間地域総合整備事業 | 県 | | |
| | | 県営畑地帯総合整備事業 | 県 | | |
| | (8) 観光又は レクリエー ション | (観光又はレクリエーション) | | | |
| | | 高崎総合公園環境整備事業 | 市 | | |
| | | 高崎総合公園総合体育館耐震補強改修 | 市 | | |
| | (9) 過疎地域 自立促進特 別事業 | (過疎地域自立促進特別事業) | | | |
| | | 土地改良適正化事業補助金 | 市 | | |
| | | 高崎総合公園施設運営事業(施設修繕) | 市 | | |
| | | 畜産経営改善奨励事業 | 市 | | |
| | | 農地・水・環境保全向上活動支援事業 | 市 | | |
| | | 森林整備地域活動支援交付金事業 | 市 | | |
| | | 広葉樹等植栽事業 | 市 | | |
| | | 有害鳥獣被害防止対策事業 | 市 | | |
| | | 有害鳥獣捕獲促進事業 | 市 | | |
| | | 商工業振興費 | 市 | | |
| | | 経営改善普及事業 | 市 | | |
| | | 商工会広域連携事業 | 市 | | |
| | | コミュニティビジネス構築事業 | 市 | | |
| | | 高崎農産加工センター管理費 | 市 | | |
| | | 木場城公園維持管理費 | 市 | | |
| | | 高崎総合公園施設運営費 | 市 | | |
| | | 公園維持管理費 | 市 | | |
| | (10)その他 | (その他) | | | |
| | | 農業経営者（体）育成対策事業 | 市 | | |
| | | 林業後継者育成対策事業 | 市 | | |
| | | 鳥獣保護区被害防止対策事業 | 市 | | |
| | | 農村活性化支援センター維持管理費 | 市 | | |
| | | 縄瀬地区活性化センター維持管理費 | 市 | | |
| | | 鉢ヶ峰公園維持管理費 | 市 | | |
| 岩瀬ダム広場維持管理費 | | 市 | | | |
| 九州自然遊歩道維持管理費 | | 市 | | | |

